

参 考 資 料

特別支援教育の充実	30
特別支援教育の対象の概念図	31
特別支援教育の推進について（H19.4 文部科学省初等中等教育局長通知）	32
特別支援学校の現状	36
特別支援学級の現状	37
通級による指導の現状	38
平成20年度特別支援教育体制整備調査結果	39
特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント	41
幼・小・中・高等学校における特別支援教育に係る改訂のポイント	42
研究開発学校（特別支援教室構想関係）指定校の研究概要	44
特別支援教室構想に関する研究開発学校の取組	47
特別支援学校等教員の免許状保有率	49
発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業	50
特別支援学校等の指導充実事業	51
発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業	52
「特別支援教育支援員」の地方財政措置について	53
教育職員免許法等関係法令抜粋	54
特別支援教育の更なる充実に向けて（概要）	55
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）	57
認定就学者数等及び就学指導委員会等に関する実態調査の結果について	58
個別の教育支援計画等について	59
高等学校WG報告主なポイント	60
特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校WGについて	61
特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議について	63
特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の開催状況	65

特別支援教育の充実

特別支援教育の理念

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童生徒等の教育を行うほか、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小・中学校等においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

特別支援教育の対象者(※)

※義務教育段階
※平成20年5月1日現在

- ① 特別支援学校 0.56%(約6万人)
- ② 小・中学校の特別支援学級 1.15%
(約12万4千人)
- ③ 通級による指導 0.46%(約5万人)
- ④ 通常学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒が約6.3%
で在籍する可能性(H14文部科学省調査)

特別支援教育の課題

○特別支援教育の対象児童生徒の増大

平成10年度→平成20年度の在籍者・対象者増:

- ・特別支援学校:約30%増
- ・小・中学校の特別支援学級:約80%増
- ・通級指導:ほぼ倍増

※全幼児児童生徒数:約13%減

○幼稚園、小・中学校、高等学校における校内支援体制の整備

- ・小・中学校→一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実
- ・幼稚園、高等学校→一般的に体制整備に遅れ

○一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実現

- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成

○教員の専門性の向上

- ・障害の重度・重複化、多様化等に対応した専門性の確保、向上

具体的な施策

○特別支援教育体制の整備

- ・幼・小・中・高等学校等における校内体制の整備 等

○特別支援教育に係る人的環境の整備

- ・特別支援教育の充実のための定数改善、非常勤講師の配置
- ・特別支援教育支援員(地方財政措置:H19年度～公立小・中学校、H21年度～公立幼稚園)

○特別支援学校の大規模化・狭隘化への対応

- ・教室不足等の解消のための施設整備 等

○特別支援学校等の学習指導要領の改訂

- ・重度・重複化への対応、個別の指導計画等の作成、職業教育充実、交流及び共同学習の推進等

○特別支援教育担当教員の専門性の向上

- ・各都道府県の指導者を対象とした専門的研修の実施

○(独)国立特別支援教育総合研究所の充実

- ・発達障害教育情報センターの設置、専門的・実践的研修の実施

特別支援教育の対象の概念図

〔義務教育段階〕

義務教育段階の全児童生徒数 1079万人

重



障害の程度



軽

特別支援学校

視覚障害
聴覚障害
知的障害

肢体不自由
病弱・身体虚弱

0.56%
(約6万人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由

病弱・身体虚弱
言語障害
自閉症・情緒障害

1.15%
(約12万4千人)

2.17%
(約23万4千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害
聴覚障害
肢体不自由
病弱・身体虚弱
言語障害

自閉症
情緒障害
学習障害(LD)
注意欠陥多動性障害(ADHD)

0.46%
(約5万人)

LD・ADHD¹・高機能自閉症等

6.3%程度の在籍率²
(約68万人)

1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害

ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくり

を進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固

定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあつては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用に当たっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

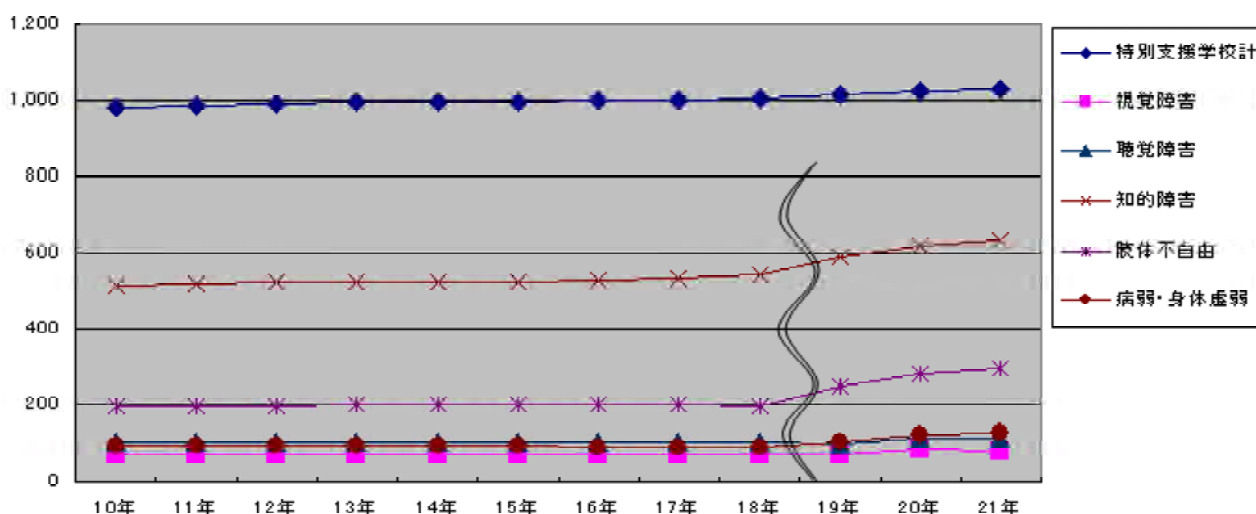
(別紙参考資料 略 全文：http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm)

特別支援学校の現状※

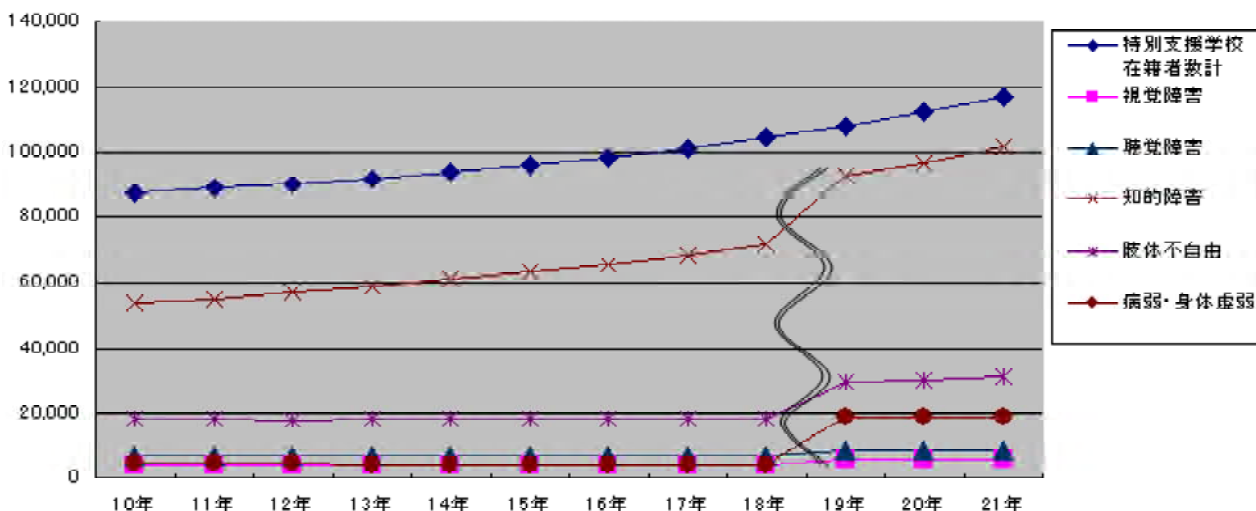
※平成18年度までの表記については、盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

●特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部・高等部)に在籍する幼児児童生徒数および学校数の推移

特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部・高等部)数の推移



特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



●特別支援学校(幼稚園・小学部・中学部・高等部)に在籍する幼児児童生徒数および学校数

(平成21年5月1日現在)

	計	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱
在籍者数	117,035	5,798	8,461	102,084	31,086	18,926
学校数	1,030	83	116	632	295	129

※平成18年度までの数値は、盲学校・聾学校・養護学校(知・肢・病)の5種の学校の在籍者数・学校数を合計したものであり、その合計が特殊教育諸学校の計となる。しかし平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

●特別支援学校教職員数—国・公・私立計—

(平成21年5月1日現在)

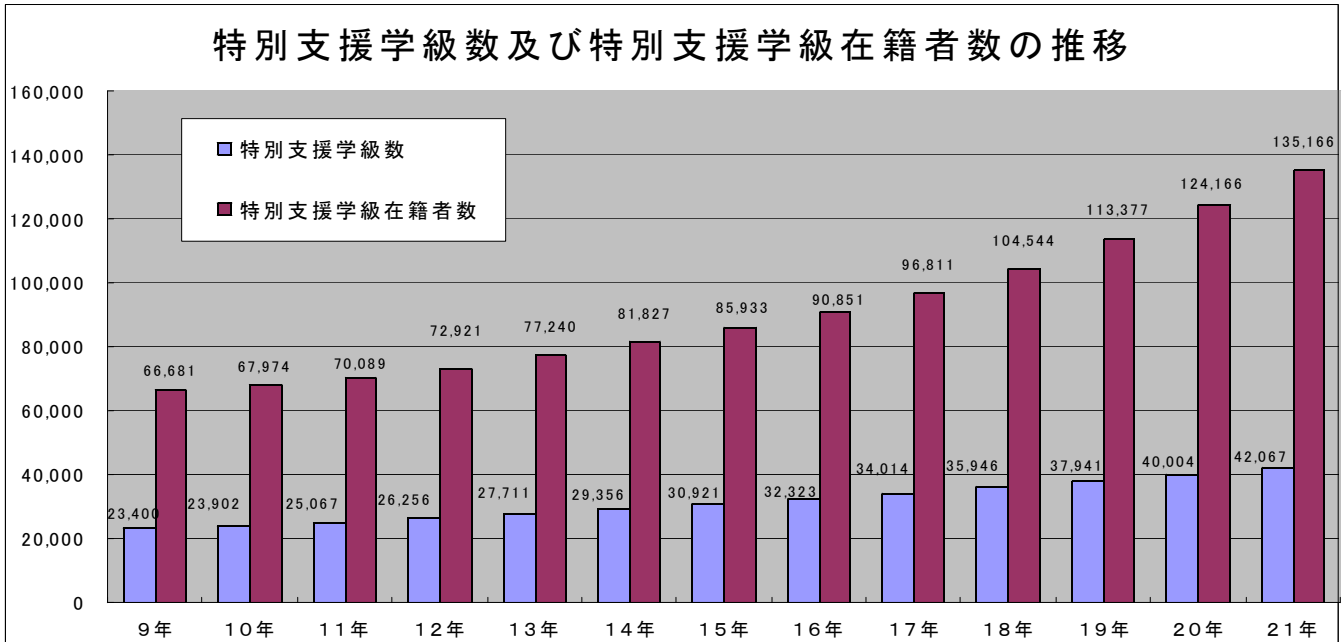
	本務教員数	本務職員数
特別支援学校計	70,518 人	14,882 人

特別支援学級の現状*

※平成18年度までの表記については、特殊学級とする。以下同じ。

1 特別支援学級に在籍する児童生徒の現状

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



(平成21年5月1日現在)

区分	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
知的障害	14,547	49,840	7,232	25,970	21,779	75,810
肢体不自由	1,857	3,155	679	1,066	2,536	4,221
病弱・身体虚弱 (※院内学級を含む)	815	1,527	338	590	1,153	2,117
弱視	225	271	73	88	298	359
難聴	520	903	194	313	714	1,216
言語障害	413	1,384	75	104	488	1,488
自閉症・情緒障害	10,676	36,408	4,423	13,547	15,099	49,955
総計	29,053	93,488	13,014	41,678	42,067	135,166

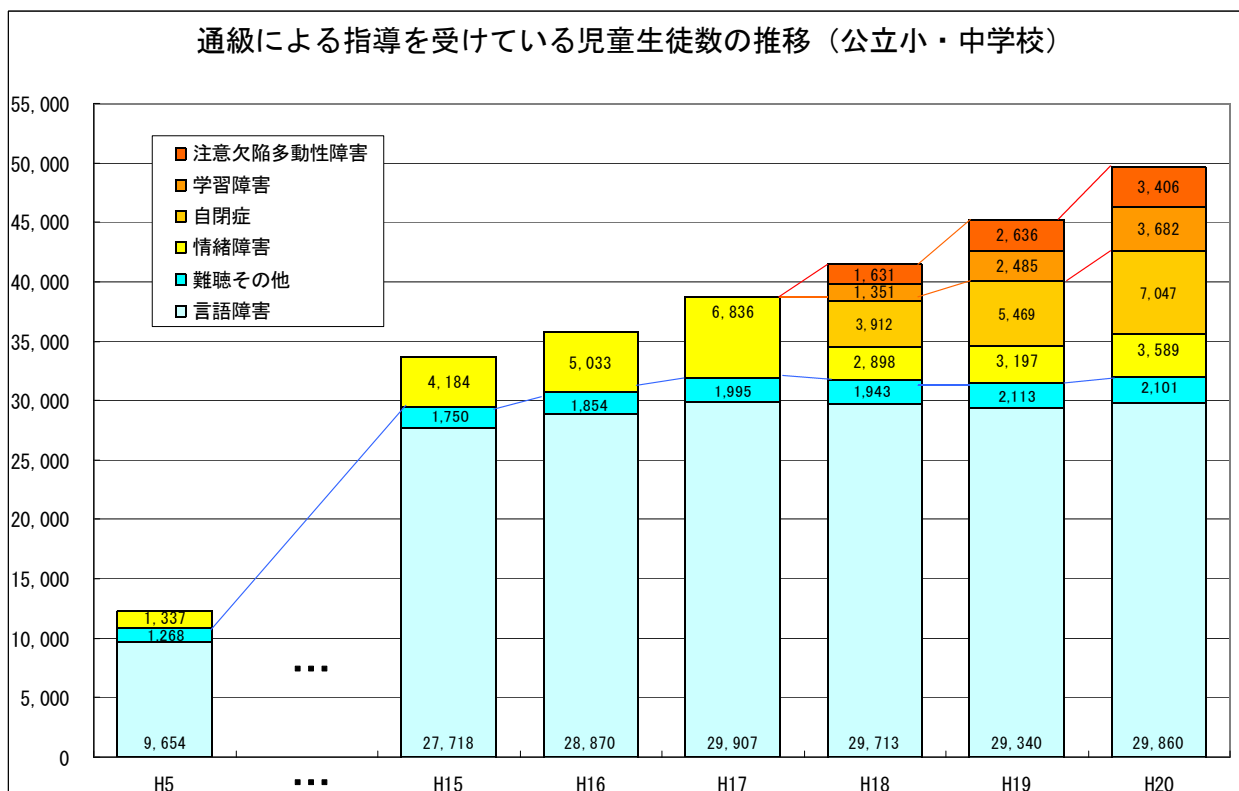
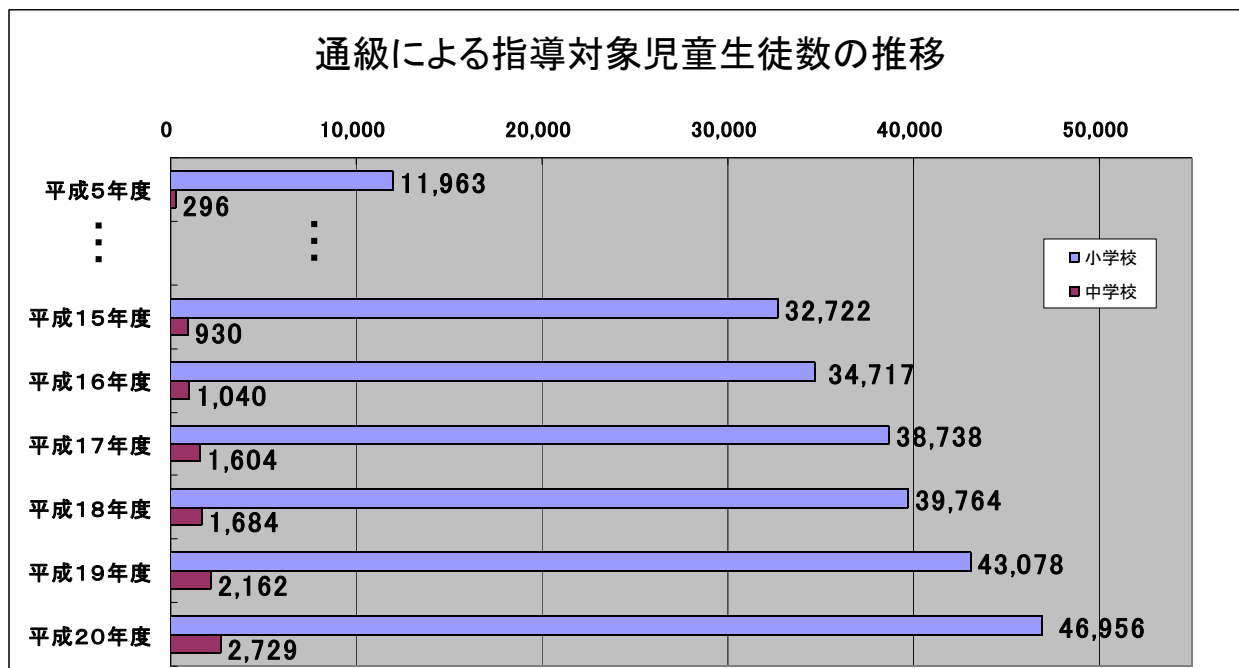
※ 院内学級とは、学校教育法第81条第3項の規定「前項に掲げる学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」に基づいて病院内に設置される病弱・身体虚弱の特別支援学級をいう。

2 特別支援学級設置校数及び担当教員数

区分	学校別		
	小学校	中学校	計
特別支援学級を設置する学校数	15,263校 (68.6%)	7,233校 (66.6%)	22,496校 (67.9%)
設置者別内訳	国立	8	8
	公立	15,254	7,224
	私立	1	1
全学校数	22,258	10,864	33,122
特別支援学級担当教員数	30,968人	14,033人	45,001人
設置者別内訳	国立	28	29
	公立	30,928	13,995
	私立	12	9
上記のうち、特別支援学校教諭免許状所有者(再掲)	10,334人 (33.4%)	3,922人 (27.9%)	14,256人 (31.7%)

通級による指導の現状

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などである。



※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計である。

※「注意欠陥多動性障害」「学習障害」「自閉症」は、平成18年度から通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

※「自閉症」は、平成17年度以前は「情緒障害」に含まれていたものと考えられる。

平成20年度特別支援教育体制整備状況調査結果

(文部科学省 (調査基準日:平成20年9月1日))

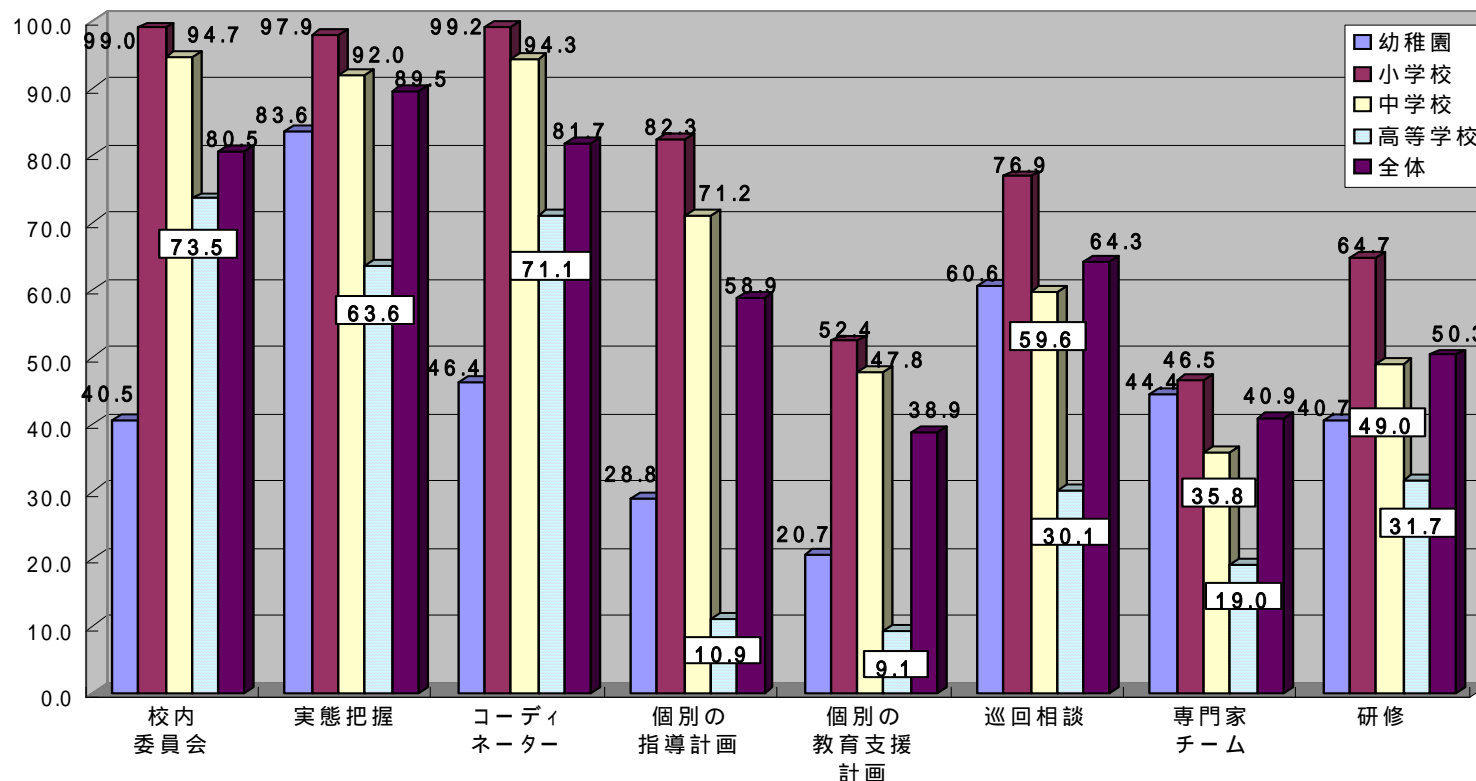
(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

公立幼・小・中・高等学校については、比較できる全ての調査項目で平成19年度を上回っており、全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校は依然として体制整備に遅れが見られる。

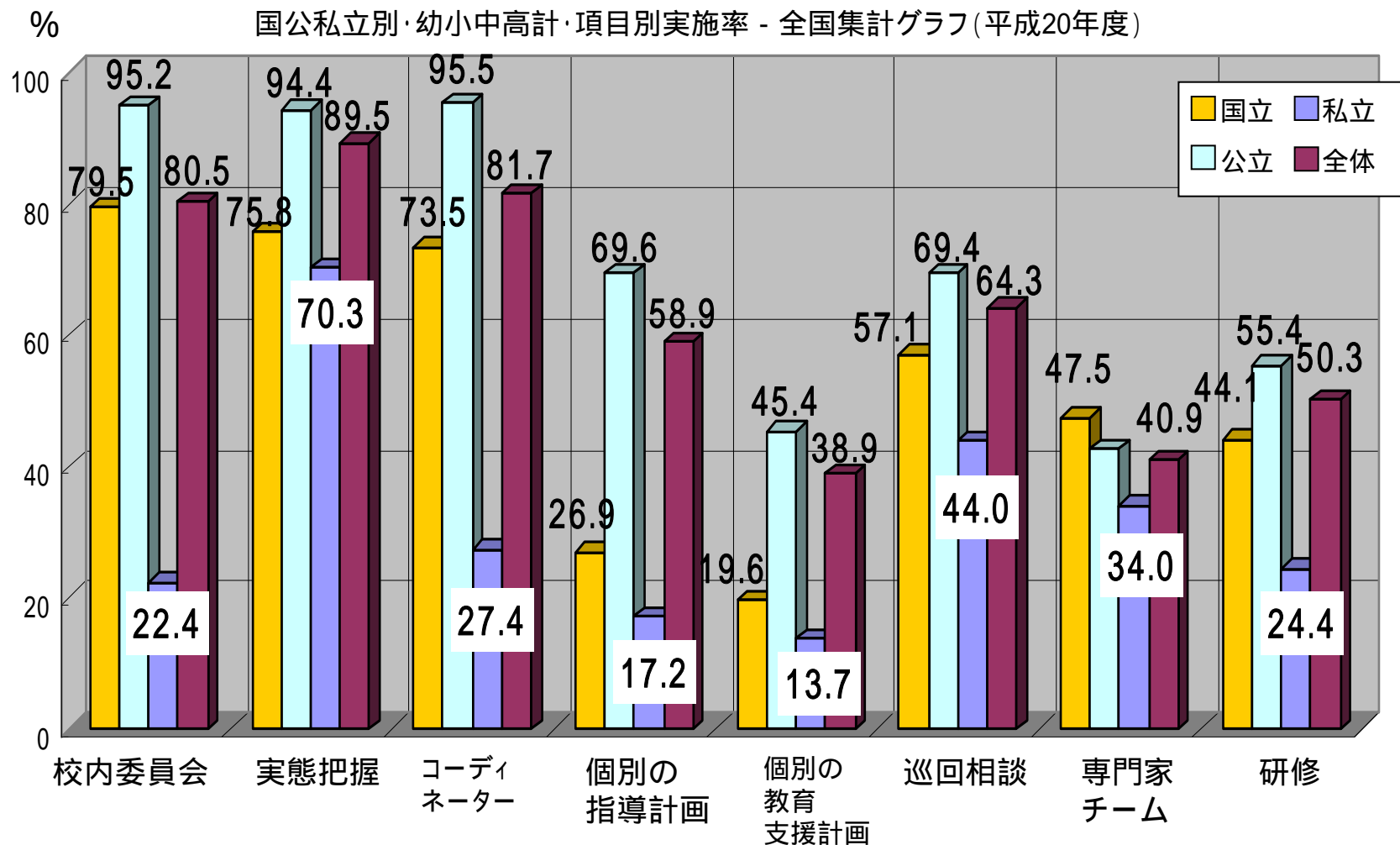
公立小・中学校においては、「校内委員会の設置」、「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の作成」についても、大きな進捗が見られた。また、公立高等学校においては、基礎的な支援体制の整備が進み、平成19年度に比べ、地域による差が小さくなりつつある。

国公私立計・幼小中高別・項目別実施率 - 全国集計グラフ(平成20年度)



(2) 国公立別の状況

国公立別で比較すると、全体的に私立学校の体制整備に遅れが見られる。



(3) 校内体制・コーディネーターの活動状況等

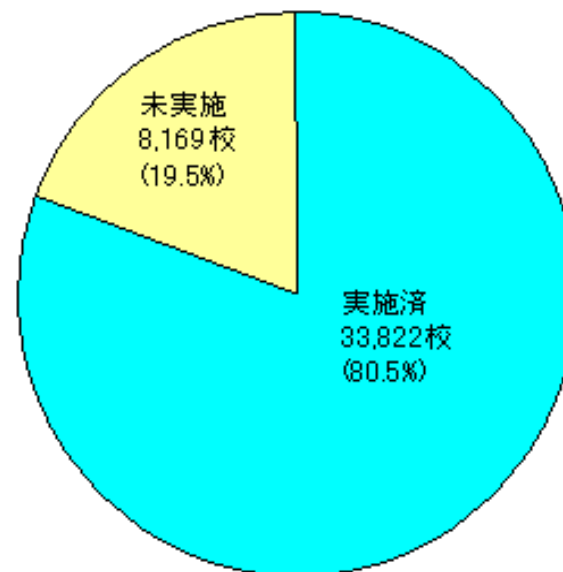
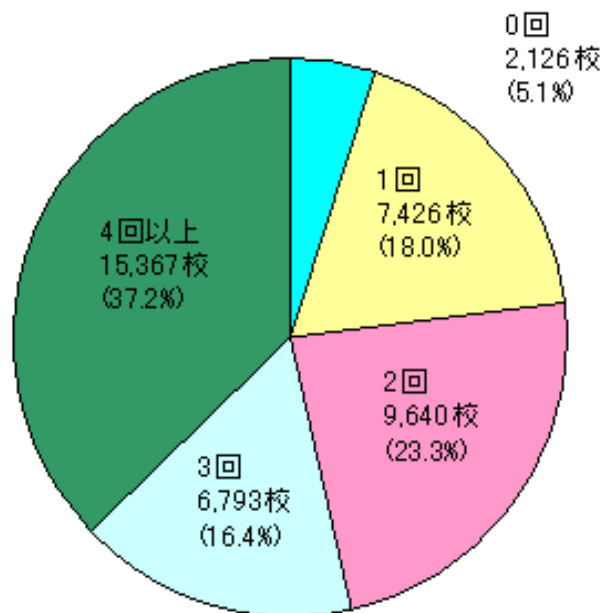
(校内委員会の開催 / 連絡調整 / 研修の実施)

校内委員会の開催

連絡調整

①国公立計・幼小中高計・「校内委員会」開催回数状況
- 全国集計グラフ(平成20年度)

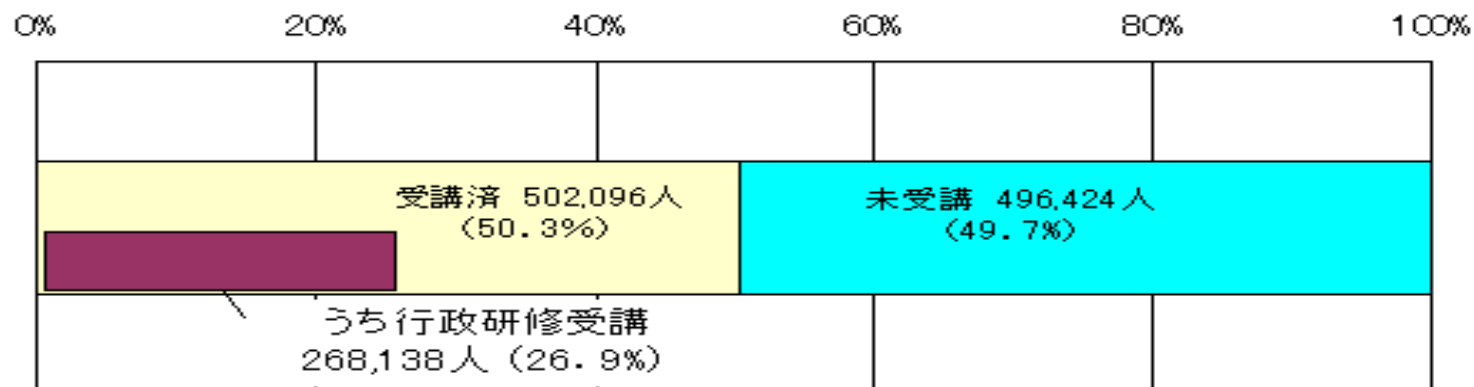
②国公立計・幼小中高計・「特別支援教育
コーディネーター」連絡調整等の実施状況
- 全国集計グラフ(平成20年度)



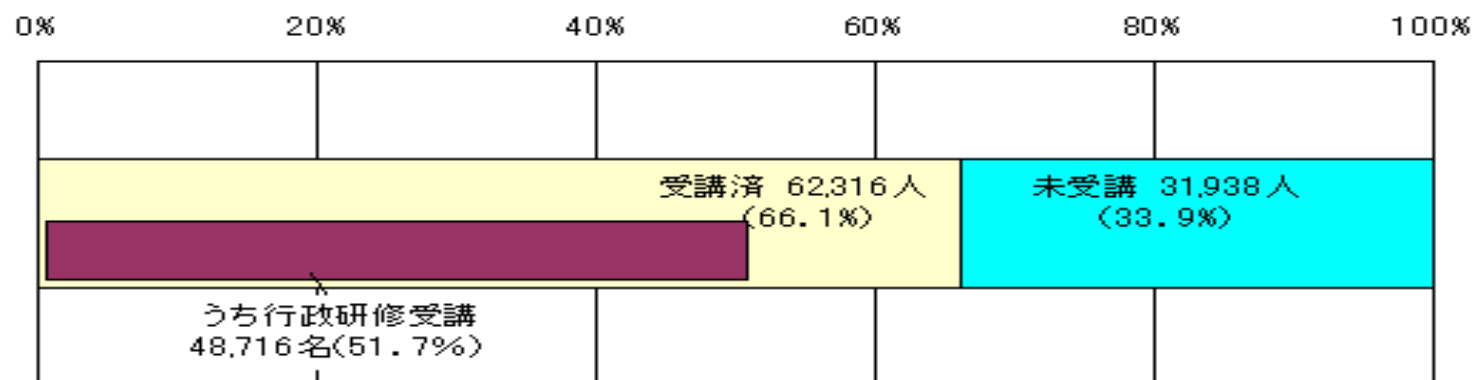
[9月時点の調査のため、平成20年
4月～8月の開催実績]

教員等研修の実施状況

③国公立計・幼小中高計・教員研修受講率
- 全国集計グラフ(平成20年度)



④国公立計・幼小中高計・管理職研修受講率
- 全国集計グラフ(平成20年度)



特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

平成21年3月9日告示

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定

重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

一人一人の実態に応じた指導を充実するため、すべての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け

学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

特別支援学校（知的障害）における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設

地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

幼、小、中、高等学校における特別支援教育に係る改訂のポイント

(幼、小、中学校は平成20年3月28日告示、高等学校は平成21年3月9日告示)

学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備 一人一人の実態等に応じた指導の充実 交流及び共同学習の推進

幼稚園教育要領

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

2 特に留意する事項

- (2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (3) 幼児の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、地域や幼稚園の実態等により、特別支援学校などの障害のある幼児との活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。

小学校学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。
- (12) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

中学校学習指導要領

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

高等学校学習指導要領

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項について配慮するものとする。

- (8) 障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行うとともに、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

研究開発学校(特別支援教室構想関係)指定校の研究概要

研究開発学校制度：教育実践の中から提起される諸課題や、学校教育に対する多様な要請に対応した新しい教育課程(カリキュラム)や指導方法を開発するため、学習指導要領等の国の基準によらない教育課程の編成・実施を認める制度。

<平成17年度～平成19年度>

学 校 名	研 究 内 容
大阪府高槻市立 <small>ごりょう</small> 五領小学校	<p>研究開発課題 通常の学級に在籍するLD等の児童を含めて障害のある児童のための教育課程の編成及び弾力的な指導方法・支援体制の在り方についての研究</p> <p>研究の概要 研究開発課題の具現化のために、「特別支援教室構想」の実施を行った。特別な教育的ニーズのある児童を含めてすべての児童は、通常の学級に在籍し、障害の特性に応じた教科指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を「特別支援教室」で行う形態である。「特別支援教室構想」の実施のために必要とされる以下の内容において研究を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>すべての児童が通常の学級に在籍するための校内支援体制は、どうあるべきか。</u> ・ <u>現行の特別支援学級在籍の児童も含めた、特別な教育的ニーズのある児童の教育課程をどのようにして編成していけばよいか。</u> ・ <u>特別な教育的ニーズのある児童を含むすべての児童の指導方法は、どうあるべきか。</u> ・ <u>特別な教育的ニーズのある児童の支援・指導が、卒業後も引き継がれていくための支援体制はどうあるべきか。</u>

<平成18年度～平成20年度>

学 校 名	研 究 内 容
宮城県仙台市立 <small>こまつしま</small> 小松島小学校	<p>研究開発課題 障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育的支援を目指す教育課程と指導方法等の実践的な研究開発</p> <p>研究の概要 在籍するすべての障害のある児童に対して、その実態と一人一人の教育的ニーズを把握し、発達上の課題に応じた教育課程を編成する。また、特別支援教室を開設・運営して弾力的な学習集団や指導方法等を工夫し、多様な障害や特性に基づいた個別的な課題に適切に対応できる指導の在り方を「こまつしまプラン」としてまとめ、その実践を通して明らかにする。</p> <p>さらには、特別支援委員会や特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立するとともに、さまざまな校内研修を実施し、専門機関やPTAとの連携を図ったり、学校の取組を積極的に広報したりすることにより、これからの特別支援教育の在り方の一指針例を提案する。</p>

<平成19年度～平成21年度>

学 校 名	研 究 内 容
<p>くまがや 埼玉県熊谷市立 ふじみ 富士見中学校</p>	<p>研究開発課題 発達障害を含む障害のある生徒や学校生活に不応を示す生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成及び指導の在り方に関する実践的な研究開発</p> <p>研究の概要 発達障害を含む障害のある生徒や学校生活に不応を示す生徒に対し、<u>生徒の実態と一人ひとりの教育的ニーズを把握し、発達や学校生活上の課題に応じた教育課程を編成する。</u>また、<u>特別支援教室の機能を有する場を設定し、弾力的な学習集団や指導方法等を工夫することで、多様な障害や特性、実態に基づいた個別的な課題に対応できる指導の在り方を実践的な研究を通して明らかにする。</u> また、特別支援教室を想定した指導の場を中心とした校内支援体制を確立し、さまざまな校内研修を実施し専門機関やPTAとの連携を図ることにより、これからの特別支援教育の在り方について提案を行う。</p>

<平成20年度～平成22年度>

学 校 名	研 究 内 容
<p>ばんどう 茨城県坂東市立 いわい 岩井中学校</p>	<p>研究開発課題 特別な支援が必要な生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うための教育課程の編成の在り方等に関する研究開発</p> <p>研究の概要 通常の学級に在籍する特別な支援が必要な生徒に対して、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うための教育課程の編成の在り方等に関する研究開発を行う。 具体的には、 <u>「特別支援教室」を開設し、特別支援学級及び通常学級の生徒が交流や共同学習を行える場を設定する。</u> <u>生徒の実態に応じた、教育課程を編成する。</u> 通常の学級に在籍する、特別な支援を必要とする生徒に対して、必要に応じた教育課程を編成し、特別な指導を行う。</p>

<平成21年度～平成23年度>

学 校 名	研 究 内 容
<p>たかやま 岐阜県高山市立 ひがし 東 小学校</p>	<p>研究開発課題 LD,ADHD 等を含め、障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応じた弾力的な教育課程の編成及び効果的な指導や支援、評価の在り方に関する研究開発</p> <p>研究の概要 障がいのある児童に対して、一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、個別の指導計画に基づき特別支援教室（仮設置）において、障がいの状態に応じた教育課程を編成し弾力的に運営するため、<u>自立活動等の位置付けを週1～8時間の枠を超え、教育課程を編成するほか、特別支援学級や通級指導教室の対象ではない通常の学級に在籍する障がいのある、又はその疑いのある児童について指導が効果的であると考えられる場合にはその対象とし、特別の教育課程や教科等の個に応じた指導を行う。</u> また、個別の教育支援計画の作成も含めて、障がいのある児童にとって、一貫した支援を行うための連携や支援体制の在り方を明らかにする。</p>

特別支援教室構想に関する研究開発学校の取組

これまでの研究活動（小学校2校、中学校1校）に基づく整理。

【特別支援教室対象者】

学校として特別支援教室対象者を改めて認定していた。

対象者は、おおむね現行の特別支援学級及び通級による指導の対象者であったが、通常の学級における学習状況により、通級による指導の対象者よりも障害の程度が軽い者にも対応した場合があった。

特別支援学級対象と判断できるが、特別支援学級に在籍していない児童生徒を対象とする場合もあった。

特別な支援が必要と判断された児童生徒の状況は、概ね以下のとおりであるが、特別支援教室の対象としては、主として以下の～に該当する児童生徒であった。

- ・ A 小学校： 通常の学級における特別な支援が必要とされた割合：15%
のうち特別な指導内容が必要である児童の割合：5%
通級による指導対象者：0.3%
特別支援学級在籍者：2.8%
- ・ B 小学校： 通常の学級における特別な支援が必要とされた割合：10%
のうち特別な指導内容が必要である児童の割合：2%
特別支援学級在籍者：1.6%
- ・ C 中学校： 通常の学級における特別な支援が必要とされた割合：3%
特別支援学級在籍者：2.5%

（ 下線部：特別支援教室対象者）

【教育課程】

学校が認定した特別支援教室対象者に対して、それぞれに応じた通常の指導内容と特別の指導内容を履修できるように、通常の教育課程と特別の教育課程が提供されていた。

通常の指導内容と特別の指導内容の両方について、個別の指導計画により、それぞれの指導内容や指導時間などを、可能な限り教育的ニーズに応じられるよう工夫して設定していた。

特別の指導内容が特に必要であり、通常の指導内容の授業にはほとんど参加しない児童生徒も見られた。

【評価】

特別の指導内容については、ほぼ個人内評価であり、その妥当性の追究が課題とされている。

通常の指導内容については、通常学級の児童生徒とほぼ同様に履修できる場合には到達目標に準拠した評価が行われた。

教科により異なるものの、通常の授業に参加しているが理解の程度が十分ではない児童生徒については、ねらいや指導内容を替えるなどしつつ、個人内評価を採用している場合もあったが、これは特別の指導内容の履修とみなされることから、その際の妥当性の追究が課題とされている。

【指導方法】

通常の学級担当者が、他の教師（例えば、特別支援教育コーディネーター）が当該学級の授業を担当している間に、何人かの学級の児童（基本的には特別支援教室対象）を取り出して特別の指導を行うなど、弾力的で協働的な体制が見られた。

現行制度で言えば、特別支援学級担当者は、在籍の児童生徒が通常の学級において適切な授業（交流及び共同学習）を受ける時数が増えると、在籍の児童生徒に十分な指導を確保しつつ、他の特別なニーズのある児童生徒に対応がしやすかった。

中学校において、各学年ごとに特別支援教室を設け、教科担任が特別支援教育の研修を受けて、特別支援教室担当者とともにその指導に当たりつつ、対象生徒が学年縦割りの授業にも取り組む例があった。

【その他】

学校全体として一人一人の児童生徒への理解が深まったこと等によって、児童生徒の問題行動が減少したり、学力が全体的に向上した学校があった。

「交流及び共同学習」の充実が図られた。

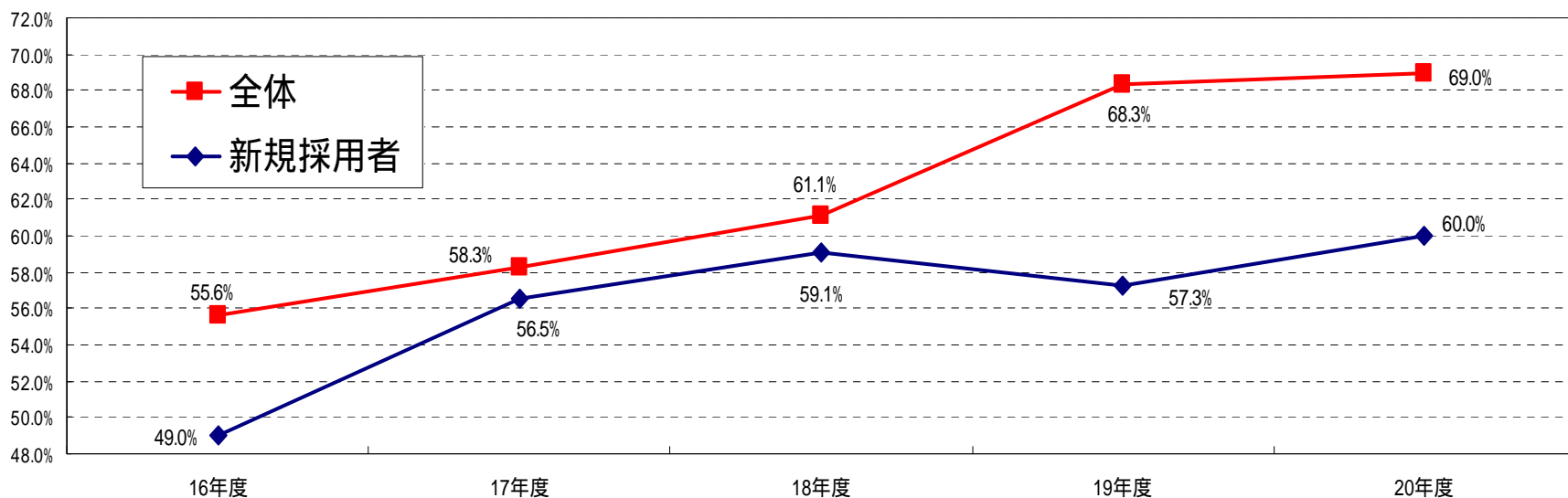
最初は特別支援学級担当者の位置付けが曖昧になってしまうのではないかと戸惑いが見られることがあったが、通常学級に在籍する児童生徒への支援等の役割をこなしていく過程で、特別支援学級担当者が自らの職務について広がりや深まりを感じられるようになる様子も見られた。

特別支援学校等教員の免許状保有率

特別支援学校教員の免許状保有率

- ・ 特別支援学校全体の免許状保有率は微増、新規採用者の保有率は約 3% 向上（平成20年度）
- ・ 教員の研修受講機会の積極的な確保が必要

特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較（平成16年度～20年度）



平成16年度～18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度～20年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者（当該障害種）」を合わせた割合を示す。

特別支援学級教員の免許状保有率

- ・ 特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合：32.0%
(前年比 0.4ポイント減少)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小学校	31.4%	32.0%	32.7%	34.2%	33.8%
中学校	25.4%	26.0%	26.4%	28.6%	28.0%
合計	29.5%	30.2%	30.8%	32.4%	32.0%

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業

平成20年度予算額 503,052千円

平成21年度予算額 503,284千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚労省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。

文部科学省

連携

厚生労働省

47都道府県で実施

特別支援教育推進地域

地域支援事業、
就労支援事業等

(厚労関係機関からの支援)



**外部専門家（医師・大学
教員・心理士等）による学
校への巡回・派遣指導**



**特別支援連携協議会
(教育と福祉ネットワークの
協働)**



教員研修
幼・小・中・高の教員、管
理職、支援員、コーディネータ
等への研修を実施




学生支援員の活用
教員養成大学等の学生
による学校の支援

グランドモデル地域


【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



**地域住民への
理解・啓発**



福祉
医療 保健 教育 労働 其他



相談支援ファイルの活用
(保護者が持ち関係者間で一
貫した情報を共有)

**保健、福祉、医療機
関との連携協議会**



発達障害者
支援センター

ハローワーク
など



発達障害情報
センター
(厚労省H19~)

連携



発達障害教育情報センター (独)国立特別支援教育総合研究所に設置)



発達障害支援機器
の実践的調査研究

校内研修に活用できる
講義コンテンツの配信
など

特別支援学校

(センター的機能)

幼稚園・高等学校を含め、
学校への助言・援助機能を
強化。

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援の実現
(「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成等)

特別支援学校等の指導充実事業

平成20年度予算額

100,086千円

平成21年度予算額

100,006千円

特別支援学校等における障害の重度・重複化、多様化などの喫緊の課題に対応し、自立と社会参加に向けた指導の改善を図るための施策を総合的に行う。

特別支援教育研究協力校

・特別支援学校や小・中学校等の特別支援教育に関する教育課程の編成又は学習指導の方法等について実践研究を行う。

委託

複数校の協力

12都道府県教育委員会

関係機関との連携

障害の重度・重複化、多様化に対応した効果的な指導内容・方法に関する研究

関係機関と連携した職業教育や進路指導の改善に関する研究

訪問教育に関する研究

小・中学校等において、発達障害をはじめとした障害のある児童生徒等への指導に関する研究

特別支援学校と小・中学校等との連携の下、地域における特別支援教育の改善・充実にに関する研究

P T、O T、S T等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する実践研究事業

・特別支援学校において、PT、OT、ST等の外部専門家を活用し、医学的、心理学的などの専門的な視点から指導方法等の改善等について、モデル的な実践研究を実施する。

委託

PT(理学療法士)

身体機能面の評価
運動機能の改善・向上についての指導

活用

ST(言語聴覚士)

ことばの発声・発音の評価
人工内耳を装着した児童生徒の聞こえの評価、改善

活用

8都道府県教育委員会

特別支援学校

教員と協力した指導の改善

校内研修における専門的な指導

活用

活用

OT(作業療法士)

ADL(日常生活動作)の評価
日常生活、作業活動の改善に役立つ教材の製作

その他の専門家

心理学の専門家
専門の医師等

自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業

・小・中学校等において、自閉症の特性に応じた教育課程の編成、自閉症の児童生徒一人一人の特性に対応した指導内容・方法等の工夫など教育課程の在り方について実践研究を実施する。

委託

20都道府県市

自閉症の特性に応じた教育課程の編成

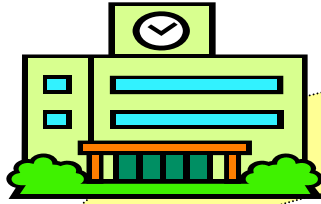
自閉症の特性に応じた指導内容・方法等

発達障害を含む特別支援教育におけるNPO等活動体系化事業

平成21年度予算額28,662千円

NPOを含む民間団体における教育支援活動について、支援団体間の連携及び支援活動の協同等のネットワークの構築及び、課題とされている分野への活動の促進等を図ることにより、団体間の連携、情報共有、支援活動の互助を推進する。

【学校】
民間団体との連携



【子ども・保護者】
民間団体からの支援



NPO等における支援の在り方に関する調査研究

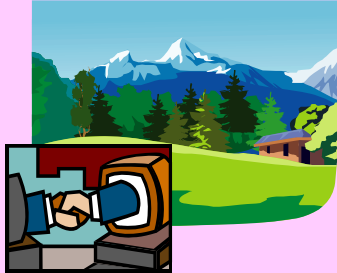
(6団体に委託)

情報発信

支援団体間の効果的な連携の在り方、等についての調査研究

NPO、自治会、PTA、企業、関係団体等、障害のある児童生徒の支援を行っている民間団体の活動について、効果的な連携の在り方に関する実践研究

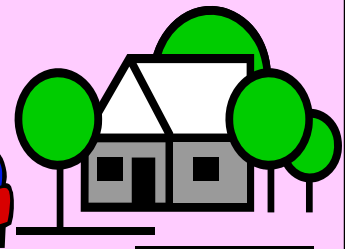
遠隔地、過疎地等における支援活動の連携の在り方に関する実践研究



先導的な取組に関する調査研究

障害のある児童生徒の教育支援活動の中で、特に課題とされている分野について、先導的な取組を行っている民間団体において実践研究。

〔就労支援、キャリア教育
・LD、ADHD児への学習支援 等〕



「民間団体」と連携した特別支援教育の推進

「特別支援教育支援員」の地方財政措置について

現状 学校教育法の改正により、平成19年4月からは、小・中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置付けられた。また、発達障害者支援法においても、円滑な社会生活の促進のため、発達障害の早期発見・早期支援の重要性にかんがみ、必要な措置を講ずることが明確に規定されている。

平成19年度より公立小・中学校における特別支援教育支援員配置に係る経費の地方財政措置を開始

< 地方財政措置概要 >

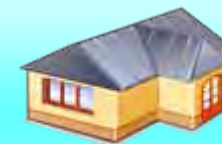
措置開始時期	平成19年度より
平成20年度措置額	約360億円（市町村分）
特別支援教育支援員数	平成20年度 30,000人相当（全公立小・中学校数に相当）



障害のある幼児への支援の必要性

幼稚園における現状と課題

- ・ 幼稚園における障害のある幼児の増加への対応の必要性
- ・ LD、ADHD、自閉症等の発達障害のある幼児へ支援体制構築の必要性
- ・ 幼児期からの適切な対応で二次的な障害を予防する必要性
二次的な障害とは、外見等で判断しにくい発達障害の場合、困難さを周囲から理解されにくいことに起因する本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題をいう



幼稚園まで地方財政措置を拡充

特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置を公立小・中学校に加え、新たに公立幼稚園まで拡充。

< 特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置の概要 >

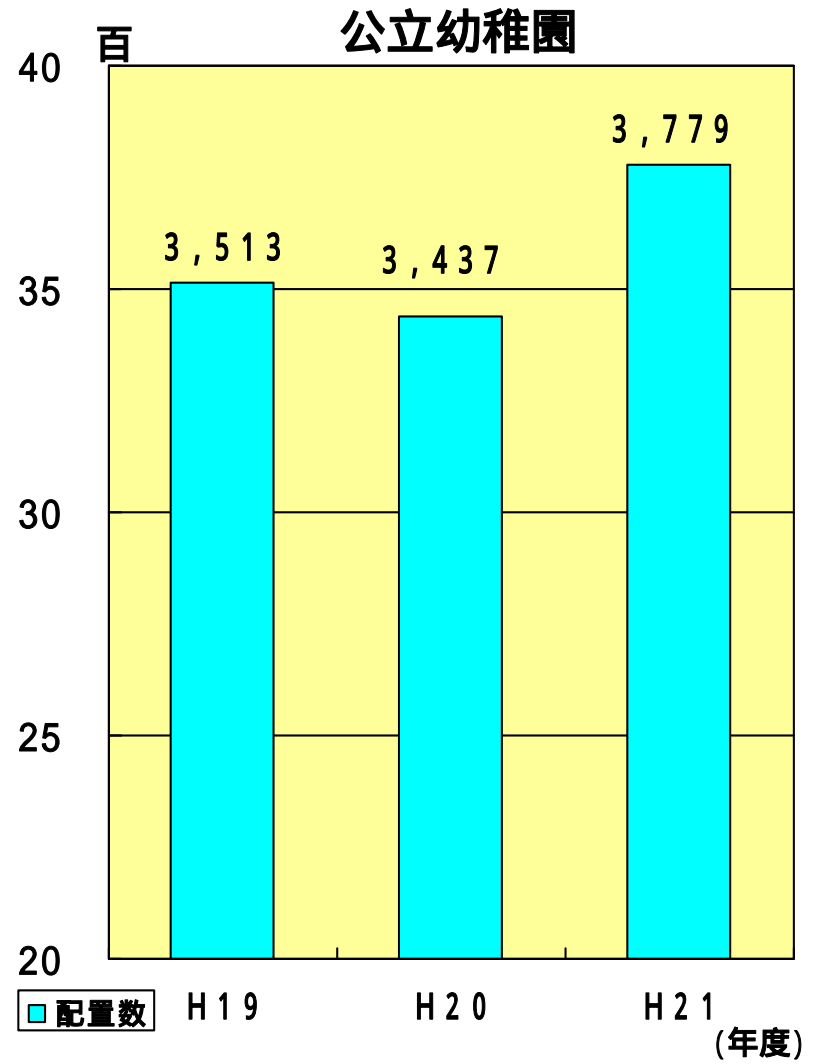
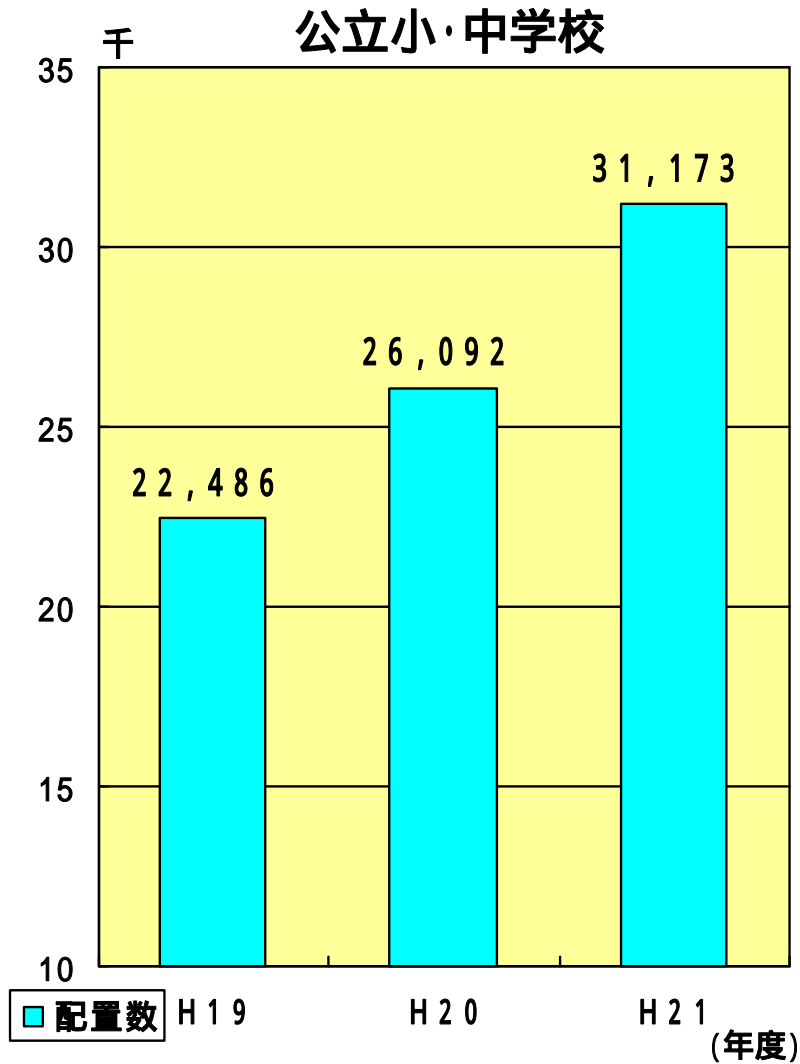
措置開始時期 平成21年度より

平成21年度措置額

公立小・中学校 約360億円（市町村分）特別支援教育支援員数 約30,000人（全公立小・中学校数に相当）

公立幼稚園 約27億円（市町村分）特別支援教育支援員数 約3,800人（全公立幼稚園数の7割に相当）

特別支援教育支援員配置状況



(H19年度:7月1日時点、H20、21年度:5月1日時点)

特別支援教育の更なる充実に向けて(概要)

(審議の中間とりまとめ)

～早期からの教育支援の在り方について～

平成21年2月12日

特別支援教育の推進に関する
調査研究協力者会議

特別支援教育の更なる推進のための基本的な考え方

障害のある子どもに対する多様な支援全体を一貫した「**教育支援**」と捉え、**個別の教育支援計画の作成・活用**を通じて、特別支援教育の理念の実現を図る。

1. 早期からの教育相談・支援の充実

教育委員会は、特別支援学校のセンター的機能等の十分な活用を図るとともに、体制整備や専門性の向上、医療、福祉、保健等関係機関との連携による情報共有化等を通じて、**早期からの教育相談・支援の更なる充実**を図ることが必要。

幼稚園での個別の教育支援計画の作成・活用等を推進するため、**教育委員会が首長部局等と連携しつつ、専門家チームの派遣や教員研修の機会を提供するなど、幼稚園等に対する支援を充実**することが必要。

2. 就学指導の在り方

幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るため、**市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画()を作成**する。

障害のある子どもが就学する学校について、**個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障害の程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して決定する仕組み**とする。

()作成範囲:障害に応じた教育支援を必要とする者について必要に応じて個別の教育支援計画を作成することを目指しつつ、当面は、就学基準に該当する程度の障害がある場合に原則として作成。

(参考:現行制度)障害の程度が、学校教育法施行令に定める「就学基準」に該当する場合、原則として特別支援学校に就学し、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める場合は、認定就学者として小・中学校に就学。

就学する学校の決定は、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて保護者との共通認識を醸成し、保護者の意見を十分に踏まえることを前提として、**制度としては義務教育を実施する責任を有する教育委員会が決定**することとし、就学後も継続的な就学相談・指導を行うなど適切かつ柔軟できめ細かな対応を行うことが必要である。

3. 継続的な就学相談・指導の実施

小・中学校、特別支援学校における個別の教育支援計画作成を推進し、就学後においても個別の教育支援計画の定期的な見直し等を通じた**継続的な就学相談・指導を実施**。

4. 居住地の小・中学校とのかかわり

特別支援学校に就学する児童生徒が、**居住地の小・中学校との交流を深めるための取組**(東京都の副籍、埼玉県の支援籍など)について、**国においても指針を示すこと等により促進**。

5. 市町村教育委員会等の体制整備

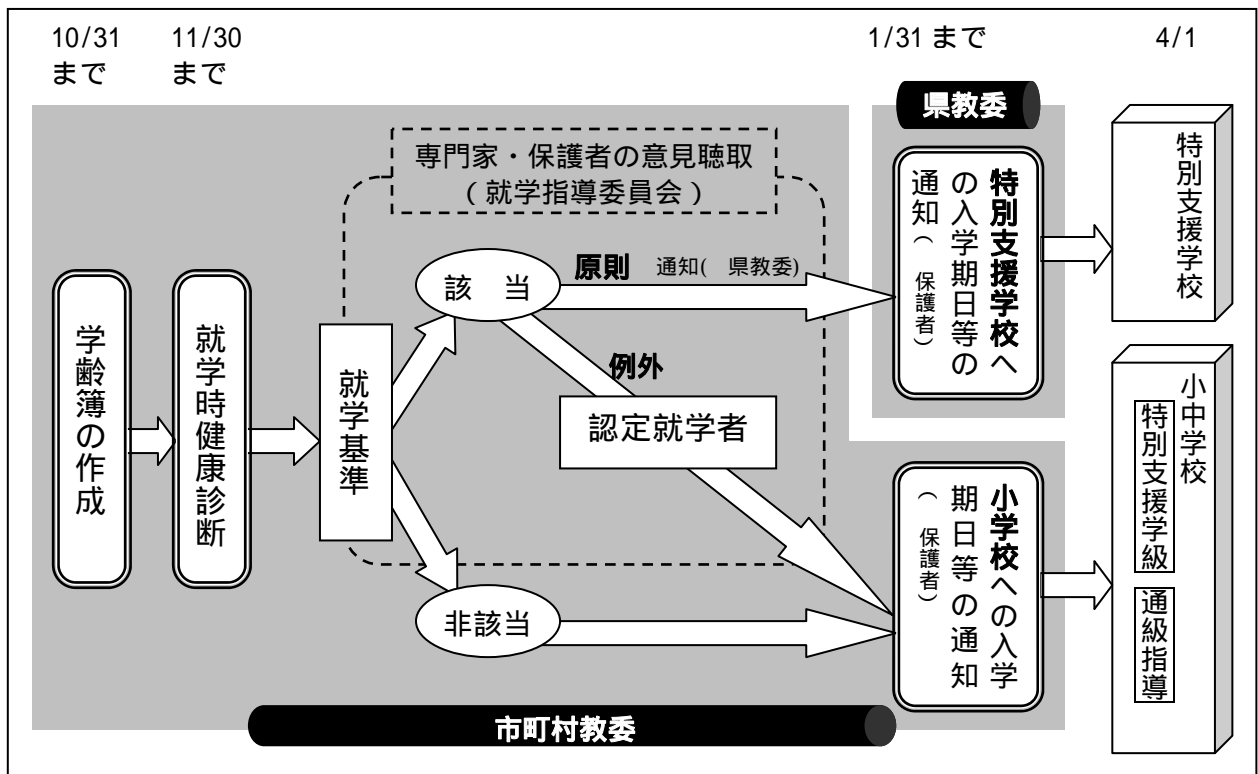
市町村教育委員会等が適切な教育支援を行うためには、**教育委員会に特別支援教育の経験豊かな職員を配置したり、退職教員を非常勤職員等として配置したりするなどの体制整備を図ること等が必要**。

6. 障害者の権利に関する条約

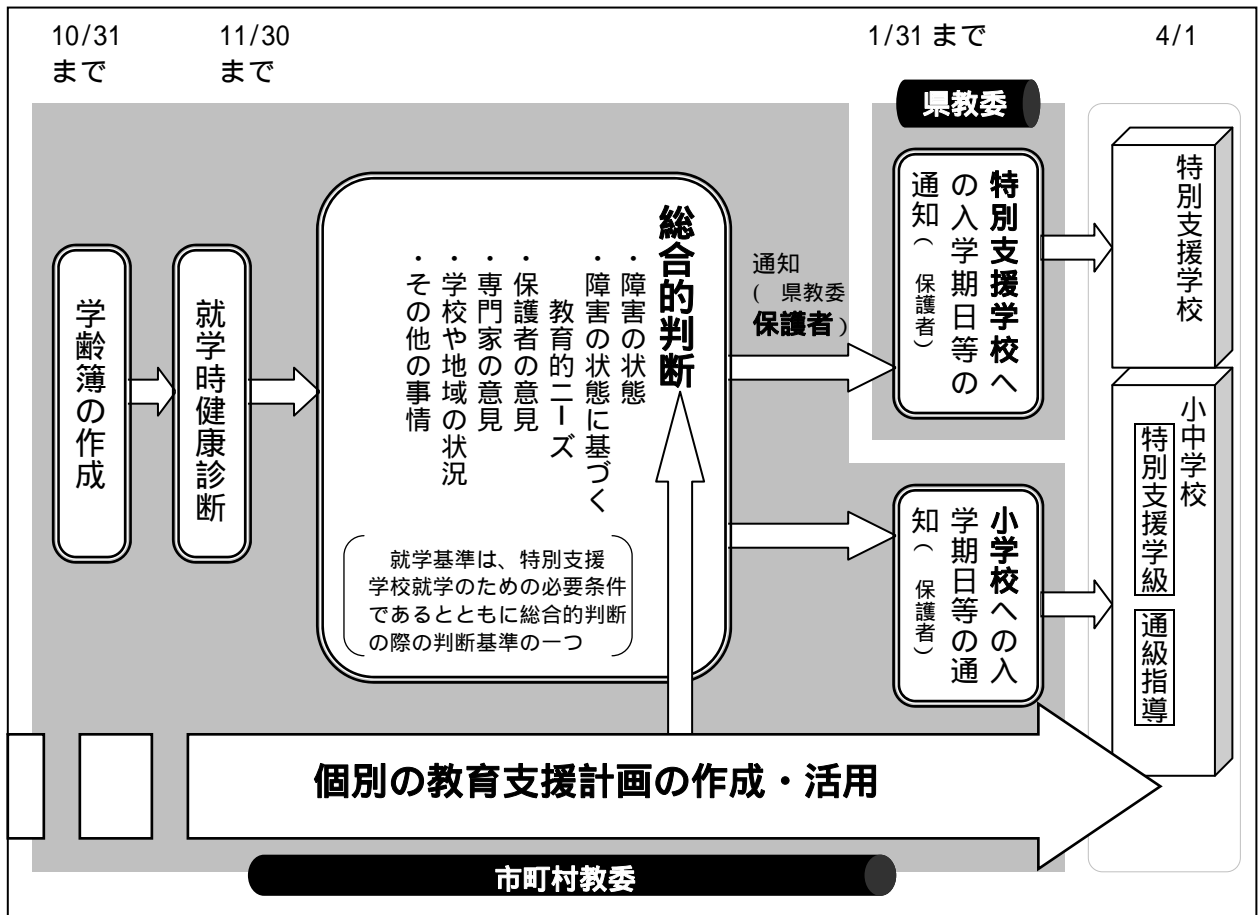
上記のように、障害のある子どもに一貫した教育支援を行うべく、個別の教育支援計画の作成・活用を通じて特別支援教育の一層の充実を図ることは、**条約が求める障害者を包容する教育制度(インクルーシブ・エデュケーション・システム)の実現にも沿うもの**。

障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)

【現在の手続き】



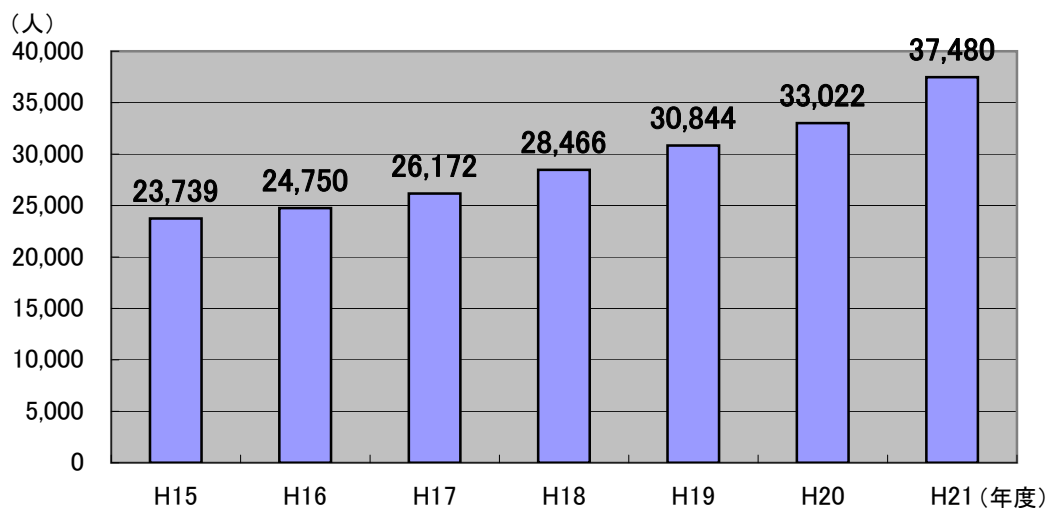
【改正イメージ】



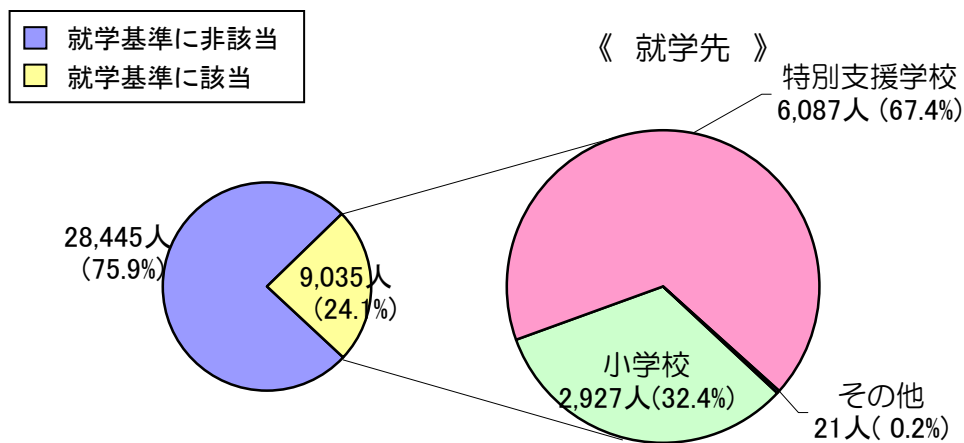
認定就学者数等及び就学指導委員会等に関する実態調査の結果について

平成22年1月
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

小学校・特別支援学校就学予定者(新第1学年)として
市町村就学指導委員会等の調査・審議対象となった者の数(人)の
推移



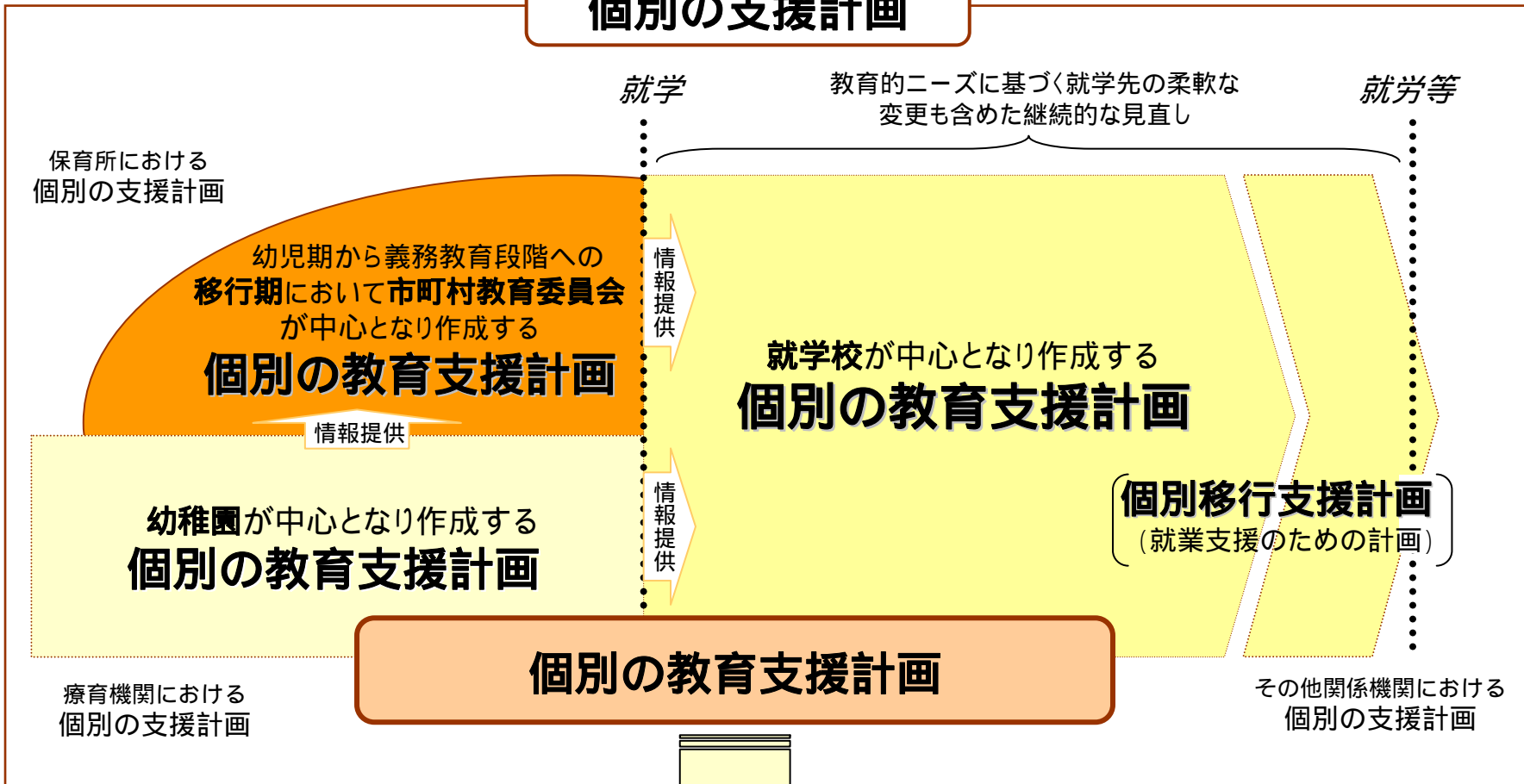
市町村就学指導委員会等の調査・審議の対象となった者の
就学先等の状況



(平成21年5月1日現在)

個別の教育支援計画等について

個別の支援計画



個別の指導計画

学校において、個別の教育支援計画等を踏まえて作成

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した計画。

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画。

(参考) 「個別の支援計画」と「個別の教育支援計画」の関係については、「個別の支援計画」を関係機関等が連携協力して策定するときに、学校や教育委員会などの教育機関等が中心になる場合に、「個別の教育支援計画」と呼称しているもので、概念としては同じものである。

(平成17年12月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」より)

高等学校WG報告主なポイント

平成21年8月27日

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ

特別支援教育の必要性・体制整備状況

必要性

- ・中教審答申(H17)、学校教育法改正
- ・高校進学者の約2%が支援を要する状況（全日制に比し定時制・通信制では相対的に高い割合）

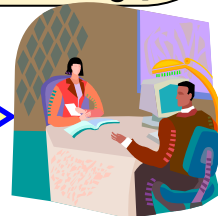
現状

- ・小・中に比し体制整備に相対的遅れ（校内委・コーディネーター：7割強、個別の指導計画・教育支援計画：1割前後特に私立高の遅れ顕著）
- ・各種モデル事業等の成果を踏まえた対応が進捗

キャリア教育・就労支援等

- ・社会生活・就労への適応力向上のための指導・支援充実（SST*など：モデル事業成果の普及、特別支援学校との連携等）
- ・関係機関との連携・情報提供（学校・企業の橋渡し人材配置等）
- ・卒業後の継続的就労支援
[* Social Skill Training]

出口側の支援



体制の充実強化と指導・支援の充実方策

体制充実

- ・管理職・教職員や生徒・保護者の理解・認識向上
- ・専門性ある支援員の配置（財政措置の必要性）
- ・生徒指導等既存の校内組織との連携
- ・特別支援学校のセンター的機能活用 / 私立高校への支援

指導充実

- ・障害特性に応じた教科指導 / 多様な評価方法（レポート指導等）
- ・特別の教育課程編成の検討（学習指導要領による教育課程の弾力的運用 / 通級指導に類する実践等：生徒の自尊感情への配慮要）
- ・ICTの活用 / 先進・優良実践事例の情報集積・発信

高校の内容(体制・指導)充実

入試における配慮・支援

- ・公平性を基本とした配慮と保護者への周知
- ・中高連携（情報提供・入学決定後の引継ぎ等）

入口側の支援



特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校WGについて

1. 趣旨

「特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）～早期からの教育支援の在り方について～」において、今後継続して精力的に検討を行うことが必要とされた事項のうち、後期中等教育段階、なかでも高等学校における特別支援教育の充実についての検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 高等学校における特別支援教育の推進体制の整備について
- (2) 高等学校における発達障害のある生徒への教育支援について
 - ・ 入学試験の配慮のあり方について
 - ・ 生徒への指導について
 - ・ 進路指導について
- (3) その他

3. 実施方法

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の座長がWGのメンバーを指名し、実施する。

4. 実施期間

平成21年3月から平成22年3月31日まで

特別支援教育に関する調査研究協力者会議高等学校WG協力者

- ☆岩井雄一 全国特別支援学校校長会会長、東京都立青鳥特別支援学校長
- ☆黒澤一幸 埼玉県立行田特別支援学校長
- 佐々木修一 岩手県教育委員会教育次長兼学校教育室長
- 笹森洋樹 (独) 国立特別支援教育総合研究所総括研究員
- 佐藤紘昭 弘前大学教育学部・教員養成学研究開発センター教授
- ☆滋野哲秀 京都府立朱雀高等学校長
- ☆瀧島順一 全国特別支援学級設置学校長協会会長、練馬区立大泉中学校長
- 竹林地毅 広島県教育委員会指導第二課特別支援教育室長
- 中田正敏 神奈川県立田奈高等学校長
- 松村裕美 一般社団法人日本臨床心理士会
- 箕輪優子 横河電機(株)経営監査本部企業倫理・CSR部CSR推進グループ
- ◎☆宮崎英憲 東洋大学教授
- 森田修示 西日本短期大学附属高等学校長
- ☆山岡 修 日本発達障害ネットワーク副代表

◎ 主査 ○ 副主査

☆ 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議協力者

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議について

平成 20 年 7 月 28 日

初等中等教育局長決定

1. 趣旨

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な教育、支援を行うことを目指し、平成 19 年度から新たな特別支援教育制度がスタートしたところであるが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における特別支援教育の推進体制には、なお多くの課題がある。また、新たな特別支援教育制度への移行を提言した平成 17 年 12 月の中央教育審議会答申において、障害のある児童生徒の就学の在り方など更なる検討を要するとされた課題もあり、特別支援教育の実施状況を評価しつつ、特別支援教育の具体的な推進方策について、検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における特別支援教育の推進体制の整備について
- (2) 乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援について
- (3) 障害のある児童生徒の就学について
- (4) その他

3. 実施方法

別紙の学識経験者等の協力を得て、上記の調査研究を行う。

なお、必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めることができる。

4. 実施期間

平成 20 年 7 月 28 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

5. その他

本調査研究協力者会議に関する庶務は、初等中等教育局特別支援教育課において処理する。

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者

別紙

(50音順、敬称略)

- 荒木田安示（～平成21年3月）
全国連合小学校長会副会長、成田市立成田小学校長
- 有馬 守一（平成21年4月～）
全国連合小学校長会調査研究部長、千代田区立番町小学校長
- 岩井 雄一 全国特別支援学校長会会長、東京都立青鳥特別支援学校長
- 岩崎 洋子 栗東市教育委員会教育長
- 江本 緑 全国肢体不自由養護学校PTA連合会顧問
- 緒方 明子 明治学院大学教授
- 小田 豊 （独）国立特別支援教育総合研究所理事長
- 木船 憲幸 広島大学教授
- 黒澤 一幸 埼玉県立行田特別支援学校長
（前 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長）
- 齋藤 肇 横浜市立奈良の丘小学校長
（前 横浜市教育委員会首席指導主事）
- 滋野 哲秀 京都府立朱雀高等学校校長
- 菅原 眞弓 立川市立第七小学校主任教諭（前 立川市立第九小学校教諭）
- 杉山 登志郎 あいち小児保健医療センター心療科部長
- 副島 宏克 全日本手をつなぐ育成会理事長
- ◎ 高倉 翔 （財）日本高等教育評価機構副理事長
- 瀧島 順一 全国特別支援学級設置学校長協会会長、練馬区立大泉中学校長
- 古川 勝也 長崎県教育委員会特別支援教育室長
- 北條 泰雅 学校法人みなと幼稚園理事長、みなと幼稚園長
- 三浦 和 全国特別支援教育推進連盟理事長
- 宮崎 英憲 東洋大学教授
- 山岡 修 日本発達障害ネットワーク副代表、全国LD親の会副会長
- 山口 常夫 山形県教育委員会教育長

(◎：座長、○：副座長)

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の開催状況

第1回 平成20年8月13日(水)

特別支援教育の現状と課題

第2回 平成20年8月28日(木)

委員による説明

第3回 平成20年9月8日(月)

委員による説明

第4回 平成20年9月29日(月)

就学指導の在り方

第5回 平成20年10月20日(月)

就学指導の在り方

第6回 平成20年10月27日(月)

障害のある子どもの早期支援と就学指導の在り方

第7回 平成20年11月10日(月)

関係団体からのヒアリング【計3団体：全国特別支援教育推進連盟、
日本発達障害ネットワーク(JDDネット)、日本障害フォーラム(JDF)】

第8回 平成20年11月18日(火)

関係団体からのヒアリング【計9団体：全国都市教育長協議会、
全日本中学校長会、全国国公立幼稚園長会、全日本私立幼稚園連合会、
全国町村教育長会、全国連合小学校長会、
全国都道府県教育長協議会(書面)、全国特別支援学校長会(書面)、
全国特別支援学級設置学校長協会(書面)】

第9回 平成20年11月25日(火)

障害のある子どもの早期支援及び就学指導の在り方

第10回 平成20年12月15日(月)

審議の中間とりまとめ(素案)

第11回 平成21年1月15日(木)

審議の中間とりまとめ(案)

特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～
審議の中間とりまとめの公表(平成21年2月12日)

第12回 平成21年2月25日(水)

高等学校における特別支援教育の現状と課題

(この間、3月に高等学校WG設置、8月にかけて計7回会合開催の上、
報告書とりまとめ)

第13回 平成21年5月20日(水)

義務教育段階を中心とする特別支援教育の推進体制の充実

第14回 平成21年6月23日(火)

義務教育段階を中心とする特別支援教育の推進体制の充実
(特別支援学級及び通級指導の現状と課題を中心に)

第15回 平成21年7月21日(火)

義務教育段階を中心とする特別支援教育の推進体制の充実
(教員の専門性向上を中心に)

第16回 平成21年8月27日(木)

高等学校WG報告
特別支援学校高等部における就労支援

第17回 平成21年9月28日(月)

地域における特別支援教育の推進体制
(特別支援学校のセンター的機能)
(NPOとの連携)

第18回 平成21年10月16日(金)

交流及び共同学習
特別支援教室構想

第19回 平成21年11月13日(金)

主な論点の整理

第20回 平成22年1月18日(月)

主な論点の整理

第21回 平成22年2月24日(水)

審議経過報告(案)